

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（平成31年3月29日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

今般、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「平成30年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限及び募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されたこと等に伴い、施行通知の一部を改正するもの。

3. 改正の概要

（1）国から都道府県へ臨床研修病院の指定権限の移譲（通知第2の5）

- 都道府県知事は、通知第2の5に掲げられた指定基準に適合していると認める時でなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないとした。

（2）臨床研修病院に対する実地調査等（通知第2の17）

- 都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が指定基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地調査等ができるとした。

（3）国から都道府県へ臨床研修病院の募集定員の設定権限の移譲

- 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、臨床研修病院ごとの定員を定めるとした。（通知第2の23）
- 都道府県知事は、当該定員を臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに臨床研修病院に通知しなければならないとした。（通知第2の24）

（4）国、都道府県、病院の管理者の連携協力等（通知第5）

- 医師法第1条の2の規定に基づき、国、都道府県、病院の管理者は、臨床研修の実施に関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとした。
- 都道府県は、臨床研修省令に規定される都道府県の臨床研修に関する事務を適正に実施するため、管轄する地方厚生局に必要な助言、協力等を要請することができるとした。
- 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の管理者等は、管轄する都道府県又は地方厚生局に必要な相談・質問等ができるとした。
- 地方厚生局は、臨床研修の実施に関し、特に必要があると認めた場合には、該当する都道府県又は臨床研修病院の管理者に対し、技術的助言や情報の提供を求める等、適切に対応するよう努めるとした。

4. 施行日

平成32年（2020年）4月1日